

令和7年度

# 奈井江町 校外生活のきまり

## ◎生活時間

- ・規則正しく健康な毎日を過ごしましょう。
- ・外出するときは必ず、行先・目的・帰宅時刻を保護者につけ、許可を受けましょう。
- ・小学生は午後6時(4月～9月)、午後5時(10月～3月)までには、家に入りましょう。
- ・中学生は午後7時(4月～9月)、午後6時(10月～3月)までに帰宅しましょう。
- ・高校生は午後10時までに帰宅しましょう。
- ・長期の休みや祭典など特別に学校が指定した日は、学校のきまりを守りましょう。

## ◎外出

- ・保護者がいない友人宅へは、遊びに行かないようにしましょう。
- ・小学生だけで自転車に乗って町外へ出かけないようにしましょう。
- ・中学生同士で町外へ出かけるときは、保護者の許可を受けてからにしましょう。
- ・友人宅への外泊はしないようにしましょう。
- ・登山、キャンプ、海水浴、スキー等には必ず保護者が保護者に依頼された大人の責任者と一緒に行きましょう。

## ◎遊び

- ・危険な遊びをしたり、危険な場所に近づいたりしないようにしましょう。
- ・高圧線の鉄塔に近づかないよう注意しましょう。
- ・線路の架線や鉄柱に近づかないようにしましょう。
- ・釣りに行くときは必ず小学生は大人と一緒に行きましょう。中学生は保護者の許可を受けてから行きましょう。
- ・河川や川岸の増水時、氷や雪の上は危険です。遊ばないようにしましょう。

## 禁止の遊び

人に向けてのエアーガン遊び、火遊び、歩道橋での遊び、電柱に登る、危険な場所でのボール遊びなど

## 危険指定箇所（入ったり遊んだりしてはいけません）

- ①墓地前のため池（13号東3線墓地前）
- ②茶志内沼（19号西4線）
- ③茶志内川・奈井江川合流地点（高島コミュニティ付近）
- ④袋地沼（15号西4線南） ⑤三日月沼（14号西4線北）
- ※かんがい溝一帯 ※踏切鉄橋 ⑥旧釣堀（14号）
- ⑦百年橋・ライマン橋付近の河川敷（増水時及び冬期間）
- ※各地にある空き家・空き地

## 花火あそびの注意事項

- ※人ごみで花火を上げない。 ※人に向けないこと。
- ※花火をほぐしたり、火薬をまとめたりして遊ばない。
- ※クラッカー・かんしゃく玉・爆竹で遊ばない。
- ※後始末をきちんとする。

## ◎公共物

- ・町内外の公共施設を利用するときは、マナー・エチケットを守りましょう。また、周囲の人に迷惑をかけないようにしましょう。
- ・公園などゴミをちらかさず、後かたづけをしましょう。

## ◎交通安全

- ・歩道・車道の区別のある道路では、歩道を歩きましょう。
- ・歩道・車道の区別のない道路では、右端を歩きましょう。
- ・鉄道線路や工事現場に近づかないようにしましょう。

## 道路を横断するときは

- ※信号を守り、安全を確かめてから横断しましょう。
- ※車の直前、直後の横断はやめましょう。
- ※斜め横断はやめましょう。
- ※歩道橋のあるところでは、歩道橋を渡りましょう。

## 自転車に乗るときは

- ※ヘルメットを着用しましょう。
- ※車道の左側端を乗るのが原則です。
- ※小学生は、歩行者に注意して歩道を乗りましょう。中学生も国道12号線では歩道を乗りましょう。
- その場合、歩道の中央から車道寄りの部分を乗りましょう。
- ※自転車の二人乗りや夜間無灯火運転はやめましょう。
- ※自転車に乗っているとき、ふみきりでは必ず下車し、安全を確かめてから渡りましょう。
- ※横断歩道は自転車をおりて渡りましょう。
- ※冬道では自転車に乗ってはいけません。

## 事故にあったときは

- ※事故にあったときは、相手の氏名・住所・電話を聞く。
- ※相手が逃げたときは車の特徴・色・ナンバーを覚える。
- ※自分が加害者になったときは、まず謝り、ケガを確認して家庭・学校に連絡する。

## ◎不審者・変質者・不審電話

- ・不審者・変質者にあったら、近くの大人か近くの家に助けをもとめましょう。
- ・不審者の情報があつたら速やかに警察・学校へ連絡しましょう。
- ・不審電話があつたら、大人や学校に相談しましょう。
- ※町内には「なえっ子みまもり隊」がパトロールなどの活動をしています。

## ◎ネット・スマホなどの通信機器

- ・家族で利用時間(○時間まで、△時まで)を決めましょう。
- ・家庭で使用場所や使い方のルールを決めましょう。
- ・インターネットを利用する時のマナーを守りましょう。
- ・インターネットで知り合った人に直接会ったり、個人情報を知らせたりしない。
- ・不適切な内容、悪口、相手を傷つけることは、写真などの個人情報はのせない。
- ・トラブルがあつときは、すぐに保護者に相談しましょう。
- ・携帯電話会社の「フィルタリングサービス」や「ペアレンタルコントロール機能」を活用しましょう。

## ◎その他

- ・お金の貸し借りはやめましょう。
- ・町外での映画・カラオケ・遊技場は、保護者の許可を受けて、昼間利用するようにしましょう。
- (原則として小学生は保護者同伴で)

保護者は児童生徒がきまりを守るように責任を持って指導・監督をして下さい。

教育についての相談ごとがある場合は、教育委員会にご連絡ください。 電話 65-5381

滝川警察署奈井江交番 電話 65-2109

奈井江町教育委員会